

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する 提言・要望

基礎自治体を重視した地域主権の確立に向けて、真の地方分権改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じ、第二期地方分権改革を強力に実行されたい。

1. 第二期地方分権改革について

- (1) 地方自治の根幹に関わる事項について、国と地方の代表者が対等の立場で地方に関する事項を協働して政策を立案し執行に反映させる「国と地方の協議の場」の法制化を早期に実現すること。

なお、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、地方への速やかな情報提供等を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

- (2) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、役割分担に基づく事務事業の再配分を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。

- (3) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、地方分権改革推進委員会の第2次及び第3次勧告で示されたすべての条項及び政省令に基づくもの等について、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

- (4) 国と地方の二重行政を解消する見地等から、地方の実情等を踏まえて国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

- (5) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系等を構築すること。

また、安全・安心な住民生活を保障するために地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税の法定率の引上げ及び総額

の復元・増額を行い、一般財源の充実を図るとともに、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

- (6) 地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、「都市自治体への権限移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」、「分権型社会に向けた税財政制度の構築」等について、地方分権改革の全体的な工程表を明らかにし、早期に地方分権改革推進計画を作成すること。その際、都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、計画作成後、速やかに「新分権一括法案(仮称)」を国会に提出すること。

さらに、勧告事項に対する政府の取組状況等をフォローアップし推進するための組織を設置すること。

- (7) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

2. 道州制の議論にかかわらず、第二期地方分権改革を着実に推進すること。なお、道州制の検討にあたっては、国の果たすべき役割を限定し、内政に係る事務権限を地方に移譲することを前提とするとともに、特に基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図る観点から検討すること。また、大都市に関する制度についても検討を行うこと。

3. 広域行政について

- (1) 広域行政圏計画策定要綱廃止後においても、従来の広域行政圏における振興整備事業に対して十分な財政措置を講じること。

- (2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。

- (3) 定住自立圏構想推進要綱における中心市の要件について、地域の実情を踏まえて、見直しを図ること。